

## 西宮市障害者地域生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づく市町村地域生活支援事業を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。この要綱で定める事項は総則であり、その他の事項については第2条で定める個別の事業別に要綱で定める。

(事業の内容等)

第2条 市長がこの事業として実施する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター及び同センター機能強化事業
- (6) 日中一時支援事業
- (7) 生活支援事業
- (8) 障害者福祉ホーム事業
- (9) 訪問入浴サービス事業
- (10) 生活訓練事業
- (11) 自動車改造助成事業
- (12) 自動車運転免許取得助成事業
- (13) スポーツ・レクリエーション教室開催事業
- (14) 更生訓練費給付事業
- (15) 障害者訓練ホーム事業

(事業者の指定等)

第3条 市長は、この事業の全部又は一部を運営が可能と判断される社会福祉法人又は非営利法人等（以下「事業者」という。）に対し指定、委託又は助成することにより実施することができるものとする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、その者又はその者の保護者が市内に居住地（居住地を有しないとき又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。）を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 療育手帳の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

2 前項に規定するもののほか、法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「住所地特例地」という。）が市内であるもので、同項各号のいずれかに該当するものは、地域生活支援事業を利用できる。

3 第1項の規定にかかわらず、住所地特例地が他の市町村の区域内にある者は、地域生活支援事業を利用できない。

（費用の給付）

第5条 市長は、第2条に規定する事業を障害者が利用する場合、必要に応じ、当該事業費用の全部又は一部を利用者に給付するものとする。ただし、費用の受給に関し代理受領に係る利用者からの委任及び事業者からの申出があつた場合はこの限りではない。

（負担上限月額）

第6条 第2条各号に規定する事業を利用した者は、個別の事業別に定める要綱に規定する利用者負担額を、利用した事業者に支払わなければならない。

（個人情報の保護）

第7条 第3条に基づき指定又は委託を受けた事業者は、事業の実施にあたり個人情報に十分留意し、職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。